

【旧教育課程履修者等に対する経過措置科目】

教科	経過措置科目
地理歴史・ 公民	『旧世界史A』、『旧世界史B』、『旧日本史A』、『旧日本史B』、 『旧地理A』、『旧地理B』 『旧現代社会』、『旧倫理』、『旧政治・経済』、『旧倫理, 旧政治・経済』
数 学	『旧数学Ⅰ』、『旧数学Ⅰ・旧数学A』 『旧数学Ⅱ』、『旧数学Ⅱ・旧数学B』、『旧簿記・会計』、『旧情報関係基礎』
情 報	『旧情報』

※『旧情報』の出題範囲は、平成21年3月告示の高等学校学習指導要領の「社会と情報」及び「情報の科学」の内容となります。

(備考) 『 』は大学入学共通テストにおける出題科目を表し、「 」は高等学校学習指導要領上設定されている科目を表す。

令和7年度大学入学共通テストにおける新教育課程履修者と旧教育課程履修者等の定義

新教育課程履修者	<ul style="list-style-type: none"> ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に令和4年4月に入学し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月に進級し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月卒業見込みの者
旧教育課程履修者等	<p>上記以外の者</p> <p>* 高等学校等卒業生、高等学校卒業程度認定試験合格者又は合格見込者、大学入学資格検定合格者、高等専門学校第3学年修了者又は修了見込者、高等専修学校（文部科学大臣に指定された高等専修学校に限る。）修了者又は修了見込み者、外国の学校等修了者又は修了見込者、在外教育施設修了者又は修了見込者、及び高等学校等を令和7年3月卒業見込みであるが入学は令和4年3月以前の者など上記に該当しない者</p>

※「新教育課程」とは、令和4年4月1日から適用された高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文科省告示第68号）に基づく教育課程をいいます。